

川越市新規創業者支援資金融資

川越市では、市内において新たに事業を開始しようとする方等に対し、事業経営に必要な資金の融資を行っています。

融資対象者

1. 下記のいずれかの創業者であること

これから事業を始めようとする方	1	事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する創業の場合で、融資取扱金融機関が融資を行った日から1箇月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの
	2	事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する創業の場合で、融資取扱金融機関が融資を行った日から2箇月以内に事業を開始する具体的な計画を有するもの
事業をしながら分社化を行おうとする方	3	中小企業者である会社が事業を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
事業開始後間もない方	4	事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する創業の場合で、事業を開始した日以後5年を経過していないもの
	5	事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する創業の場合で、当該会社の設立の日以後5年を経過していないもの
	6	中小企業者である会社が事業を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する創業の場合で、当該会社の設立の日以後5年を経過していないもの
事業開始後法人成りをした方	7	個人事業主が法人成りをした場合であって、個人事業を開始した日以後5年を経過していないもの

2. 納期限が到来した市税に滞納がないこと
3. 許認可等を必要とする事業を行っている場合は、当該許認可等を受けていること
4. 貸付金の返済能力が確実なこと

※NPO法人は融資対象外です。

融資条件

融資条件	内容	備考
資金使途	運転資金及び設備資金	運設併用可
融資限度額	総額3,500万円	
融資期間	運転資金 10年(120箇月)以内	
	設備資金 10年(120箇月)以内	
据置期間	1年以内	
返済方法	分割返済	繰上返済可
担保	原則として不要	
保証人	法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要	下記※1参照
	個人：不要	
貸付利率	年1.2%	利子補給後の貸付利率
利子補給率	年0.3%	下記※2参照
保証料率	0.80%以内	下記※3参照

- ※1 経営者保証を不要とする制度等の要件を満たす場合、法人代表者の連帯保証人を不要とすることができます。
- ※2 市が融資取扱金融機関に対し利子補給率に応じた利子を補給することで、創業者の皆様の利子負担の軽減を図っています。
- ※3 保証料率とは、埼玉県信用保証協会に保証の対価として支払う信用保証料に係るものです。
- ・事業者選択型経営者保証非提供制度の要件に該当し、経営者保証を提供しない場合は、0.25%または0.45%が保証料に上乗せとなります。
 - ・①川越商工会議所会員の方 または ②「認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについての証明書」の取得が可能な方は、保証料率が通常からさらに0.1%割引となります(4ページもご覧ください)。

川越市新規創業者支援資金融資をご利用の際は、下記の書類を提出してください。

資金 使途		提出書類	補 足	1	2	3	4	5	6	7
設 備 資 金	運 転 資 金	融資申込書	様式第1号	○	○	○	○	○	○	○
		創業計画書※	様式第2号 (決算又は確定申告が終了していない場合)	○	○	○	△	△	△	△
		実態調査票※	融資用所定書式 (新規申込みの場合)	○	○	○	○	○	○	○
		個人情報の提供に関する同意書	融資用所定書式 (直筆・個人の実印)	○	○	○	○	○	○	○
		市税納税証明書 (申込人・保証人)	融資用所定書式、直近2 年度分 収税課・市民セ ンター	○	○	○	○	○	○	○
		印鑑証明書(申込人・保証人)	法人：法務局 個人：市民課 市民センター	○	○	○	○	○	○	○
		住民票	市民課・市民センター	○	○	△	○	△	△	△
		登記事項証明書又は商業登記簿 謄本(履歴事項全部証明書)	法務局	△	△	○	△	○	○	○
		定款(写)	新規申込みの場合	△	△	○	△	○	○	○
		確定申告書(写)	当該事業に係る確定申告 が済んでいる場合	△	△	○	△	○	○	○
		決算書(写)	決算が確定している場合	△	△	○	△	○	○	○
		試算表(最新月のもの)	決算後6箇月以上経過し た場合	△	△	○	△	○	○	○
		許認可等(写) (許認可等が必要な事業の場合)	記載事項が現在と不一致 は不可	○	○	○	○	○	○	○
		受注明細書 (建設業で許認可等が不要な場合)	融資用所定書式 直近3箇月分	△	△	○	○	○	○	○
	設 備 資 金	見積書(原本)	業者の押印があり、有効 期限内のもの	○	○	○	○	○	○	○
		写真又はカタログ等	設備の内容が確認できる もの	○	○	○	○	○	○	○
		図面(店舗・事務所等の改修工事の場合)	工事の内容が確認できる もの	○	○	○	○	○	○	○
		賃貸借契約書(写)、同意書	賃貸借物件の場合	○	○	○	○	○	○	○

※創業計画書は、あらかじめ融資取扱金融機関と事前相談のうえ、記載をお願いいたします。

また、記載方法について不明な点は、埼玉県信用保証協会 川越支店 保証一課・二課(049-249-1681)までお問い合わせください。

※実態調査票は、初めて市制度融資を利用する場合に必要となります。

※融資用所定書式の定めがある書類については、産業振興課で配布しているほか市公式ホームページからもダウンロードできます。

※建築確認を伴う設備資金については、原則として本融資の対象になりません。

融資申し込みから実行までの流れ

事前相談

お申込みの前に、必ず下記の融資取扱金融機関と融資条件等について事前相談をしてください。

書類受付

2 ページの書類を市産業振興課にご提出ください。
※提出書類に不備がある場合は受付できませんので、あらかじめご了承ください。

書類審査

市で書類審査を行います。（おおむね 2 日程度）
審査後は提出書類一式をご返却します。
ご返却の際は受領印をいただきますのでご印鑑をご持参ください。

金融機関
審査

返却した書類一式を融資取扱金融機関に提出し、書類審査を受けてください。
※融資取扱金融機関から追加書類等の提出が求められた場合は、各金融機関の指示に従ってください。

保証協会
審査

埼玉県信用保証協会の書類審査を受けてください。
※埼玉県信用保証協会から追加書類等の提出が求められた場合は、信用保証協会の指示に従ってください。

融資実行

埼玉県信用保証協会の保証承諾後、融資実行となります。
※ 融資実行後、地域の中小企業者の持続的成長支援及び地域活性化に向けた連携協定（川越市・川越商工会議所・埼玉県信用保証協会）の事業者支援の一環として、川越商工会議所及び埼玉県信用保証協会の職員が現地訪問等を実施する場合がございます。あらかじめご了承ください。

融資取扱金融機関

金融機関名	支店名
埼玉りそな銀行	川越支店・本川越支店・川越南支店・霞ヶ関支店・上福岡支店・鶴ヶ島支店・狭山市店・新狭山支店
三菱UFJ銀行	川越支店
三井住友銀行	川越支店・上福岡支店
武蔵野銀行	川越支店・川越南支店・新河岸支店・霞ヶ関支店・大井支店・鶴ヶ島支店・所沢支店・新所沢支店・東所沢支店・狭山西支店・入曽支店・西上尾支店
足利銀行	川越支店
八十二銀行	川越支店
東和銀行	川越支店・霞ヶ関支店・大井町支店
群馬銀行	川越支店
埼玉縣信用金庫	川越支店・新河岸支店・川越南支店・川越西支店・霞ヶ関支店・上福岡支店・鶴ヶ島支店・鶴ヶ島北支店・ふじみ野市店・坂戸支店
飯能信用金庫	川越支店・川越石原町支店・南大塚支店・霞ヶ関支店・笠幡支店・鶴ヶ島支店・ふじみ野支店・三芳支店・さいたま支店
青梅信用金庫	川越支店

保証料補助について

川越市では、新規創業者支援資金融資を利用した方が埼玉県信用保証協会へ一括で支払った信用保証料に対し保証料補助を行っています。

保証料補助金の申請期限は、原則として融資が実行された日から1年となりますのでご注意ください。

補助率40%（限度額10万円）

融資実行後、「川越市新規創業者支援資金融資保証料補助金交付申請書兼同意書」に必要事項を記入のうえ、産業振興課までご提出ください。

※繰上償還等により埼玉県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合、市が補助した割合に応じて、信用保証料補助金を市に返還していただきます。

返還金が発生した場合は、市から送付される納入通知書により納付していただきます。

その際、信用保証料返戻届出書（指定様式）の提出が必要となります。

◎川越商工会議所及び埼玉県信用保証協会との連携協定による金融支援について

「地域の中小企業者の持続的成長支援及び地域活性化に向けた連携協定」により、以下のいずれかに該当する場合、信用保証料率の割引を受けることができます。

①川越商工会議所の会員であること。（※1）

②川越市が交付する認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の取得が可能であること（融資申込時点で取得済の場合も対象）。（※2）

通常の保証料率 0.8% → 割引後 0.7%

保証料率の割引について、詳しくは、産業振興課 商業振興担当 までお問い合わせください。

※1 商工会議所の入会方法等に関するお問い合わせ（川越商工会議所 経営支援部：049-229-1810）

※2 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の取得に関するお問い合わせ（産業振興課 産業政策担当：本ページ下部）

※ 信用保証協会における創業者支援に関するお問い合わせ（埼玉県信用保証協会 保証経営支援部 創業支援課：048-647-4720）

留 意 事 項

- この融資制度は、市が事業主の方に直接融資を行うものではなく、融資取扱金融機関に対し、市が融資の依頼をするものです。
- 市の融資依頼後に、融資取扱金融機関及び埼玉県信用保証協会の審査があるため、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

創業支援等の相談窓口について

創業・ベンチャー支援センター埼玉及び埼玉県信用保証協会では、経営・金融相談に関する相談窓口を設置しています。創業する際の手続きや各種融資制度、また、創業後の経営課題等についての相談を随時行っています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

名 称	創業・ベンチャー支援センター埼玉
住 所	さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階
連絡先	TEL：048-711-2222 FAX：048-857-3921

名 称	埼玉県信用保証協会 川越支店
住 所	川越市新宿町1-17-17（ウエスタ川越公共施設棟5階）
連絡先	TEL：保証一課・二課 049-249-1681 経営支援課 049-249-1671

お問い合わせ・お申し込み先

川越市 産業観光部 産業振興課 （市役所本庁舎5階）

川越市元町1丁目3番地1

☎049-224-5934（直通）